



令和2年3月19日発信

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者の 皆様への金融支援策の実施について

飯山市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げの減少など経営への影響を受ける中小事業者等の皆様への支援として、金融支援を実施します。支援の内容は「飯山市中小企業融資制度」の融資を受けた際の利子の一部を補助（利子補給）及び信用保証料の全額を補助するものです。

1 金融支援（利子補給・信用保証料補助）の概要

（1）対象資金等

- ①資金区分：緊急経済対策資金（運転資金）
- ②融資限度額：1,000万円 ③貸付利率：1.5%
- ④融資対象期間：令和2年3月25日～令和2年9月30日

（2）支援内容

- ①利子補給
 - 1)利子補給率：1.0%（通常は0.5%）
 - 2)利子補給期間：2年間
- ②信用保証料補助 補助率：100%（通常は80%）

（3）支援（融資）対象者

次のいずれかに該当する方

- ①セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方
- ②危機関連保証を利用する方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により経営に著しい支障をきたしている方

2 お問い合わせ先

飯山商工会議所 電話62-2162

市役所商工観光課商工係 電話62-3111

3 その他

令和2年3月5日（木）より、飯山商工会議所と飯山市が共同で中小企業・小規模事業者を対象とした「経営相談窓口」を飯山商工会議所内に設置済み。

<担当課>

飯山市 経済部 商工観光課（課長）森山 直明 （担当者）小野 幸司
住所：飯山市大字飯山1110-1
電話：0269-62-3111（内線211）Fax：0269-62-6221
e-mail：shoukan@city.iiyama.nagano.jp